

第2節 承認・認可基準

第1 仮貯蔵・仮取扱い承認の申請

法第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）については、福山地区消防組合危険物規制規則（平成4年規則第1号）第2条及び福山地区消防組合危険物事務処理規程（平成4年訓令第2号）第3条の規定によるほか、次によること。

1 仮貯蔵等の期間

法定期間（10日以内）終了後、同一場所において、繰り返し継続的な仮貯蔵等を行ってはならない。

2 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等を行うときは、次によること。

(1) 屋外において承認してはならない危険物は、第一類のアルカリ金属の過酸化物に該当する危険物、第三類の危険物、第四類の特殊引火物に該当する危険物及び第五類の危険物とする。ただし、次の形態のものは除く。

ア ドライコンテナ内に第一類のアルカリ金属の過酸化物及び第三類の禁水性物質が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内に水が浸入しない措置が講じられているもの

イ ドライコンテナ内に第三類の自然発火性物質が運搬容器に収納されているもの

ウ ドライコンテナ内に第四類の特殊引火物が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内の温度が保冷装置等により沸点又は発火点未満に保たれているもの

エ ドライコンテナ内に第五類の危険物が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内の温度が保冷装置等により自己反応を起こさない温度に保たれているもの

(2) 類を異にする危険物は、同一の場所において仮貯蔵しないこと。ただし、規則第39条第1号に定める場合は、この限りでない。

(3) 仮貯蔵等を行う場所の位置は、危険物の品名、数量及びその貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所であること。

(4) 仮貯蔵等を行う場所の周囲には柵等を設けて他の部分と明確に区画し、政令第16条第1項第4号に定める空地の幅以上の空地を確保すること。ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、規則第24条の12第2項第2号に定める幅以上の空地とすることができる。

3 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等を行うときは、次によること。

(1) 仮貯蔵等を行う場所の構造は、原則として耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火設備を設けた専用の建築物又は室とすること。

(2) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

4 仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いの基準

仮貯蔵等における貯蔵又は取扱いの基準は、政令第24条から第27条に定める技術上の基準に準じて行うこと。

5 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が、屋外にあっては危険物の、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

6 標識、掲示板

標識及び掲示板は、周囲の見やすい場所に設けるとともに、次によること。

(1) 標識

「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」である旨を表示した標識を掲げること。標識の大きさ及び色については、規則第17条第1項に準じたものであること。

(2) 掲示板

仮貯蔵等の期間、危険物の類別、品名、数量、危険物の性質に応じた注意事項及び現場管理責任者（危険物取扱者免状を有している者が望ましい。）の名前を記載した掲示板を掲げること。掲示板の大きさ、色及び表示する危険物に応じた注意事項については、規則第18条に準じたものであること。

7 基準の特例

仮貯蔵等において、危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、火災の発生危険及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては、1から5までを適用しないことができる。

8 タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵

(1) 運用上の留意事項

ア 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナ又は箱型のコンテナ（ドライコンテナ、リーファーコンテナ等）（以下「タンクコンテナ等」という。）を仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができること。

イ タンクコンテナ等の安全性及び輸送工程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。

ウ 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した必要最小限の書類にとどめること。

(ア) 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

(イ) 屋内での仮貯蔵

(ア)に定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表した図

エ 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、感染症等の影響により、船員や港湾労働者の確保ができないなど、港湾の稼働状況が悪化した結果による船舶の遅延、鉄道の不通等の申請者等の責によらないやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要がある場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものであること。

オ 次の場合においては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。

(ア) 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナ等を積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナ等を車両に積載して運ぶ場合

(イ) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合

(ウ) 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

(2) 技術上の基準等

タンクコンテナ等における仮貯蔵の技術上の基準等については、5及び6によるほか、次によること。

ア 屋外における仮貯蔵場所

(ア) 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。

(イ) 仮貯蔵場所の周囲には、3m以上の幅の空地を保有すること。ただし、政令第9条第2項に定める高引火点危険物のみ貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることにより安全であると認められる場合は、この限りでない。

(ウ) 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

イ 屋内における仮貯蔵場所

(ア) 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火設備を設けた専用室とすること。

(イ) (ア)の専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスとする。

ウ 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

(ア) 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等、関係のない者をみだりに出入りさせないための措置を講ずること。

(イ) 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。

(ウ) 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。

(エ) タンクコンテナ等を積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナ等に限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ等の頂部までは6m以下とすること。

(オ) タンクコンテナ等の相互間には、点検のための間隔を設けこと。

(カ) 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナ等の異常の有無及び(ア)から(オ)までを確認すること。